

平川市条件付き一般競争入札実施要領 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">平川市条件付き一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月30日 告示第91号</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事及び建設関連業務(以下「対象工事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 設計金額が200万円を超える建設工事</p> <p>(2) 設計金額が100万円を超える建設関連業務</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建設工事及び建設関連業務</p> <p>2 設計金額が1千万円以上の対象建設工事の選定は、平川市入札制度等検討委員会の審議を経た上で行うものとする。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、建設関連業務については第2号、第5号、第8号及び第9号を除く。</p>	<p style="text-align: center;">平川市条件付き一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月30日 告示第91号</p> <p style="text-align: right; color: red;">改正 令和8年2月20日告示第24号</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事及び建設関連業務(以下「対象工事等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1) 設計金額が200万円を超える建設工事</p> <p>(2) 設計金額が100万円を超える建設関連業務</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建設工事及び建設関連業務</p> <p>2 設計金額が<u>1億5千万円以上</u>の対象建設工事の選定は、平川市入札制度等検討委員会の審議を経た上で行うものとする。</p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、建設関連業務については第2号、第5号、第8号及び第9号を除く。</p>

(1)～(9) 略

(10) 平川市競争入札参加者指名停止要領(令和2年3月31日平川市訓令第10号)(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止の措置を、平川市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日において受けていないこと。

(11) 略

2 第3条第2項の規定は、前項第5号から第7号まで、及び第11号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

(入札参加資格審査申請)

2 第1項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあつては、平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(様式第7号。以下「事後審査型参加申請書」という。)を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、条件付き一般競争入札に参加しようとするものは、同項各号に掲げる書類を提出することを要しない。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

(1)～(9) 略

(10) 平川市競争入札参加者指名停止要領(令和2年3月31日平川市訓令第10号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止の措置を、平川市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日において受けていないこと。

(11) 略

2 第3条第2項の規定は、前項第6号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

(入札参加資格審査申請)

2 第1項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあつては、平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(様式第7号。以下「事後審査型参加申請書」という。)を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、条件付き一般競争入札に参加しようとするものは、前項各号に掲げる書類を提出することを要しない。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

附 則(令和8年2月20日告示24号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に公告された入札については、なお従前の例による。